

F-54

重要伝統的建造物群保存地区の観光地化における歴史的建造物の商業活用に関する研究

A Study on commercial inflection of the landmark architecture in becoming it the sightseeing spot of the important preservation districts for groups of historic buildings

○鶴崎敬志², 山下雄大², 川島和彦¹, 池田智³

* Takashi Tsurusaki², Yuta Yamashita², Kazuhiko Kawashima¹, Tomo Ikeda³

In late years attention increases for the historic environment that important preservation districts for groups of historic buildings of the whole country has in our country. An action for the commerce that utilized a building of important preservation districts for groups of historic buildings in that is developed in each place. Therefore It will investigate it to grasp the actual situation of an action about the commerce for the activation in in important traditional buildings preservation district and regulation, the instruction for the type of industry.

1. 研究背景と目的

近年、全国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）が有する歴史的な文化¹⁾を活かして観光地化を図る地区が増えている。その中で、地方自治体は、歴史的建造物を商業用途としての活用を目指す地域もある。

歴史的建造物を商業用途で活用（以下、商業活用）する際、物販や特産物、伝統工芸品など地域にゆかりのあるものを活かして商業（以降、文化を活かした事業）を行っている地域がある。また、歴史的建造物やまち並み、地域産業を残すため店舗に対する規制・誘導や特産や伝統工芸に対する助成（以降、文化を残す事業）を行っている地域もある。前者は、地域の文化を活かして観光誘致を行うことで地域経済の活性化を主な目的として事業を展開しており、後者は、地域にゆかりのあるものを残すことや町並みを保存することを主な目的として事業を展開している。

しかし、両者にはそれぞれ、観光地化を図り重伝建地区を維持・向上を目指すうえでの利点、問題点がある。今後、重伝建地区における文化の維持・向上を図っていくためには両者の課題を解決していく方策が必要であると考えられる。

本稿では、歴史的建造物やまち並みも地域の文化のひとつとらえ、地方自治体および民間組織を対象としたヒアリング調査により、重伝建地区内での歴史的建造物を商業用途として活用する際の店舗における業種の規制・誘導、また商業における取り組みを全国的に調査し、取り組みの実態を明らかにする。両者の視点からの利点・課題を補い合い、重伝建地区における文化の維持・向上のための方策の一助となることを目的とする。

Table 1 Investigation summary

調査方法	ヒアリング調査（電話が中心）
調査日	2012年8月27日～9月14日
調査対象	重伝建地区を有する全98地区の自治体および民間組織
調査項目	・重伝建地区内の店舗に対する規制・誘導に関する取り組み ・重伝建地区内の商業事業に関する取り組み

2. 重伝建地区内での商業事業に関する取り組みの実態

全国の重伝建地区内での商業事業における取り組みを98地区の地方自治体および民間組織を対象に調査したところ、文化を活かした事業は4市（黒石市、倉吉市、室戸市、日向市）、今後の検討・方針がある市は11市抽出できた。また、文化を残す事業は5市（金沢市、南木曾町、高山市、柳井市、日田市）、今後の検討予定がある市は亀山市、高岡

市等の16市であった。また、両者の取り組みを行っているのは美濃市のみであった（Table2）。

2-1. 文化を活かした事業による取り組みの実態

4市はいずれも、地域にゆかりのある物販販売やイベントなどを行なっている。具体的な取り組みとしては、黒石市では、民間組織である津軽こみせ株式会社（TMO）が、地域の特産でもあるりんごを使った商品の開発・販売をすることで、観光客を集客率の増加を図っている。津軽こみせ株式会社は、商家町の活気を取り戻すため、こみせ通りにある空き家を店舗として活用し、津軽こみせ株式会社が地域にゆかりのあるものを物販販売するように住民に呼びかけている。それにより、観光客数も2.2万人（2006年）から2.5万人（2010年）に増え、観光誘致の成果が見られる。しかし、このような商業を行うためにこみせを使わなくてもいいと考える事業者が多くなり、こみせが減少してきているという^①。

一方、室戸市では、文化を活かす事業として、地域の特産である、竹や備長炭を使い、新たに商品開発をしている。それを事業者が土産物として販売を行わせている。それにより、事業者が土産物屋を行う際に、地域の特産品を扱うようにはなってきたが、現状として、地域にゆかりのある物品販売を行っているところはまだ少ないという。そのため、民間組織の吉良川町並み保存会では、今後、店舗に対して規制・誘導を試みようとしている。

以上より、先導的に組織が地域の特産を活かした商品の開発などの文化を活かした取り組みを行うだけでは、地域の歴史的な文化の維持は困難な現状であることがわかる。

2-2. 重伝建地区内での文化を残す事業に対する規制・誘導に関する取り組みの実態

重伝建地区内で取り組みを行っている5市のうち、まちづくり協定を結ぶことで、独自のルールを設け規制・誘導を行っているのが金沢市である。また、新規事業者が、民間組織に事前に相談することで、建物用途および景観に対する誘導に取り組んでいるのが2市（高山市、日田市）であった。新規事業者に対して、「土産物屋で派手な行為」を行わないよう依頼しているという。その結果、看板やのぼりといった外観に関わる誘導は行うことができた。しかし、事業者の商売における自由度や地域における伝統様式を保全しながら業種や建物用途に誘導することが難しく規制するまでに至っていないという。

一方、妻籠宿においては、土産物屋に対して、現地の生産を原則とし、県内産に限定し販売を行わせている。また、

1：日大理工・教員・建築 Associate Professor, Department of architecture college of Science and Technology Nihon University

2：日大理工・学部・建築 Undergraduate Student, Department of architecture college of Science and Technology Nihon University

3：日大理工・院（前期）・建築 Architecture Major, Graduate School of Science and Technology Nihon University

集落景観を損なわないよう「軒先に商品を陳列しないこと」や「商品は道端には置かない」等、建物に対して規制・誘導を行っており、歴史的町並みの保存に対して成果をあげている。しかし、町並み保存を優先して建物の規制・誘導を行ったことにより、観光客は減少し、観光客が訪れたとしても、その滞留時間は短く、観光収入の伸びは少ない^②という。

以上から、民間組織が新規事業者に対して町並み保存を優先した建物用途の規制・誘導を行うだけでは、観光客からの観光収入を得ることや地域にゆかりのある物品販売をするように呼びかけるのは困難であることがわかった。

2-3. 文化を活かした事業と文化を残す事業を補完した取り組みの実態

文化を活かした事業と文化を残す事業の両者に取り組んでいる市として、美濃市を抽出することができた。

文化を活かした事業として、「観光土産推奨品²⁾」と呼ばれる事業を行っている。この事業により、市内事業者に、市の特産を活かした商品を扱う事業者が出始め、登録件数が21年度では46件、22年度では111件と増加しており、美濃市の特産を活かして商業活動を進める事業者が増えていることがわかった。

一方、文化を残す事業として、「美濃和紙あかりアート展」というイベントが開催されている。取り組みの経緯として、衰退していた美濃和紙のブランド力の維持・向上や歴史的まちなみの保全のために、1994年にイベントが開催された。イベント開催を通じ、今では、住民が自発的に「美濃の町

並みを愛する会」や「町並み案内ボランティア」も発足している。「美濃和紙あかりアート展」などを通じ、住民がうだつの上がる町並みや美濃和紙の歴史的価値について関心が高まったといえる。

以上より、文化を残す事業では、歴史的町並みの維持や伝統産業の維持・向上が図られ、文化を活かす事業で、住民が商売を行う際には推奨品とすることを目的に地域の特産を売るように誘導できている。そのため補完し合えるといえる

3. まとめ

全国的な事業の取り組みの実態を調査し、文化を活かす事業および文化を残す事業を単独で行う際の課題を把握した。そのようななか美濃市では、文化を残す事業を行うことにより歴史的町並みや伝統産業の維持・向上が図られ、かつ文化を活かす事業で地方自治体が地域の特産を推奨品とし、それを扱う事業者が増加している。このように、文化を残す事業と、文化を活かす事業の両者の課題によって効果的であると考えられる。

【参考・引用文献】

- ①まち再生事例データベース、国土交通省、都市・地域整備局
- ②谷沢明(2011)、集落景観・地域文化を守り活かす地域づくり-沖繩県竹富島における観光文化研究(3)-、愛知淑徳大学論集-交流文化学部篇、創刊号、2011.3、p67-83
- ③美濃市第五次総合計画

*注釈

- 1)《文化》とは、特産品・伝統工芸品などの地域にゆかりのあるものと歴史的建造物・まち並みまた、地場産業のことを指す。
- 2)①観光土産品にふさわしいもの②郷土色が豊かでデザインが優れているものなど、推奨観光土産品審査会で合格した土産品のこと

Table 2 Action about the commercial business in regulation, the instruction of the store in the important traditional buildings preservation district and the local promotion

重伝建地区名	地域振興における商業事業に関する取り組み			店舗に対する規制・誘導に関する取り組み			重伝建地区名	地域振興における商業事業に関する取り組み			店舗に対する規制・誘導に関する取り組み		
	商業に関する取組	現状として予定なし	具体的な取組内容	店舗に対する規制・誘導に関する取組	現状として予定なし	具体的な取組内容		商業に関する取組	現状として予定なし	具体的な取組内容	店舗に対する規制・誘導に関する取組	現状として予定なし	具体的な取組内容
黒石市中町	●	●	・りんごを使用した新たな観光商品の開発	●	●	空家を活用した土産屋の販売	●	●	京都市上賀茂	●	●	●	●
仙北市角屋	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
中之条町六合赤岩	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
桐生市相生新町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
川越市川越	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
香取市佐原	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
佐渡市宿根木	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高岡市山町筋	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
金沢市東山ひがし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
金沢市主計町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
加賀市加賀橋立	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
加賀市加賀東谷	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
白山市白峰	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小浜市小浜西組	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
若狭町熊川宿	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
塩尻市奈良井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
塩尻市木曾平沢	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
東御市海野宿	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
南木曾町妻籠宿	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高山市三町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高山市下二之町大新町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
美濃市美濃町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
恵那市岩村町本通り	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
白川村欽町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
豊田市足助	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
亀山市関宿	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大津市坂本	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
近江八幡市八幡	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
東近江市五箇荘金堂	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●